第三十条　法第十八条第二項の予備品証明は、同項の検査に合格した装備品について、予備品証明書（第十四号様式）を交付するか、又は予備品検査合格の表示（第十五号様式又は第十五号の二様式）をすることによつて行う。

（予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品）

第三十条の二　法第十八条第三項第四号の国土交通省令で定める輸入した装備品は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（予備品証明の失効）

第三十条の三　法第十八条第四項の国土交通省令で定める範囲の修理及び改造は、第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの大修理又は改造（滑空機に装備する予備品にあつては、小改造を除く。）とする。

（削る）

（法第十九条第一項の国土交通省令で定める航空機）

第三十一条　（略）

（航空機の整備又は改造についての確認）

第三十二条の二　法第十九条第二項の確認は、航空機の整備又は改造の計画（修理又は改造のための設計に係るものを除く。）及び過程並びにその作業完了後の現状について行うものとし、搭載用航空日誌（滑空機にあつては、滑空機用航空日誌）に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

（認定の基準）

第三十五条　法第二十条第一項の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次の表の上欄に掲げる認定業務の区分に応じ、航空法規及び第六号の品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であつて同表の中欄に掲げる要件を備えるもの又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者が、同表の下欄に掲げる確認を行う者（以下「確認主任者」という。）として選任されていること。

認定業務の区分	確認主任者の要件	確認の区分
法第二十条第一項第一号に係る認定業務	（略）	法第十三条第四項、法第十三条の二第四項又は法第十七条の二第二項若しくは第四項の確認又は第三十九条の四第一項の表第一号の検査の確認
法第二十条第一項第二号に係る認定業務	（略）	法第十条第六項第一号又は法第十八条第三項第二号の確認

第三十条　法第十七条第二項の予備品証明は、同項の検査に合格した装備品について、予備品証明書（第十四号様式）を交付するか、又は予備品検査合格の表示（第十五号様式又は第十五号の二様式）をすることによつて行う。

（予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品）

第三十条の二　法第十七条第三項第四号の国土交通省令で定める輸入した装備品は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（予備品証明の失効）

第三十条の三　法第十七条第四項の国土交通省令で定める範囲の修理及び改造は、第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの大修理又は改造（滑空機に装備する予備品にあつては、小改造を除く。）とする。

（発動機等の整備）

第三十一条　（略）

2　（略）

（法第十九条第一項の国土交通省令で定める航空機）

第三十一条の二　（略）

（航空機の整備又は改造についての確認）

第三十二条の二　法第十九条第二項の確認は、航空機の整備又は改造の計画及び過程並びにその作業完了後の現状について行うものとし、搭載用航空日誌（滑空機にあつては、滑空機用航空日誌）に署名又は記名押印することにより行うものとする。

（認定の基準）

第三十五条　法第二十条第一項の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次の表の上欄に掲げる認定業務の区分に応じ、航空法規及び第六号の品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であつて同表の中欄に掲げる要件を備えるもの又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者が、同表の下欄に掲げる確認を行う者（以下「確認主任者」という。）として選任されていること。

認定業務の区分	確認主任者の要件	確認の区分
法第二十条第一項第一号に係る認定業務	（略）	法第十三条第四項若しくは法第十三条の二第四項の確認又は第三十九条の四第一項の表第一号の検査の確認
法第二十条第一項第二号に係る認定業務	（略）	法第十条第六項第一号又は法第十七条第三項第二号の確認